

## 保育士の配置特例の概要及び本市における運用について

## 1 概要

## (1) 経緯

これまで本市では、待機児童を解消すべく保育所等の整備に取り組むとともに、保育士確保のため、市独自の保育士賃金補助事業の実施や保育所の ICT 化による業務効率化への支援を行ってきました。しかしながら、保育ニーズの高まりを受け、保育現場の負担は増えています。

こうした状況を踏まえ、平成 28 年に国が定めた保育所等における保育士配置の特例について本市における実施を検討することとし、川口市社会福祉審議会児童福祉専門分科会での審議やパブリック・コメントの実施を行った上で、令和 2 年 12 月市議会に係条の改正案を提出し、12 月 22 日に可決されました。

## (2) 特例の概要

特例 1 児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例

現在の基準では、保育所等に 2 名以上の保育士を配置しなければならないとされていますが、朝夕など児童が少数となる（認可の年齢別職員配置基準で定める保育士数が 1 名となる）時間帯に限り、保育士 2 名のうち 1 名を子育て支援員研修を修了した者等（以下、「研修修了者等」という。）をもって代えることができることとするものです。なお、本特例は、認可の年齢別職員配置基準で定める保育士数が 2 名以上となる時間帯には適用することができません。（※1）

※1 小規模保育事業所、事業所内保育事業所（小規模 A 型の基準）においては、認可の年齢別職員配置基準により算出された保育士数（合計数に 1 を加える前の数）が 1 名となる場合に特例 1 を適用できます。

（参考）認可の年齢別職員配置基準（川口市基準）

| 0 歳             | 1 歳             | 2 歳             | 3 歳               | 4 歳               | 5 歳               |
|-----------------|-----------------|-----------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 3 人につき<br>1 人以上 | 5 人につき<br>1 人以上 | 6 人につき<br>1 人以上 | 17 人につ<br>き 1 人以上 | 27 人につ<br>き 1 人以上 | 27 人につ<br>き 1 人以上 |

**【特例 1 の適用例】**

(例 1) 0 歳児 1 名、1 歳児 3 名を同じ部屋で預かる場合

0 歳児に対応する職員：1 名（児童数）÷3 名（職員配置基準） $\div 0.3$

1 歳児に対応する職員：3 名（児童数）÷5 名（職員配置基準） $= 0.6$

よって、 $0.3 + 0.6 = 0.9 \div 1$  となりますので、**特例 1 を適用できます。**

(例 2) 0 歳児 2 名、1 歳児 5 名を同じ部屋で預かる場合

0 歳児に対応する職員：2 名（児童数）÷3 名（職員配置基準） $\div 0.6$

1 歳児に対応する職員：5 名（児童数）÷5 名（職員配置基準） $= 1.0$

よって、 $0.6 + 1.0 = 1.6 \div 2$  となりますので、**特例 1 を適用できません。**

※本市では、認可基準要綱により児童区分ごとに保育士の数を算出（小数点第 2 位以下を切り捨て）し、合算後に小数点第 1 位を四捨五入することとしています。

**特例 2 幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用に係る特例**

幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭（以下、「幼稚園教諭等」という。）の普通免許状を有する者を保育士に代えて配置できることとするものです。

なお、原則として、特例 2 により配置される者のうち幼稚園教諭は 3 歳以上児、小学校教諭は 5 歳児の保育を行うようにして下さい。

**特例 3 保育所等における保育の実施にあたり必要となる保育士配置に係る特例**

保育所等を 8 時間を超えて開所していることなどにより、認可の最低基準を上回って必要となる保育士について、研修修了者等を保育士に代えて配置することができることとするものです。

**【注意事項】（※2）**

- ・ 特例 3 を適用する場合でも、認可の最低基準で定める保育士数（常勤換算）は、保育士資格を有する者で確保しなければなりません。
- ・ 特例 2 又は特例 3 を適用する場合、各時間帯において、保育士資格を有する者を認可の最低基準で定める保育士数の  $2/3$  以上配置しなければなりません。
- ・ 乳児 4 人以上が利用する保育所等において保健師、看護師又は准看護師を保育士とみなして配置している場合は、当該職員を除いて  $2/3$  以上の保育士を配置しなければなりません。

※2 小規模保育事業所、事業所内保育事業所（小規模 A 型の基準）においては、認可の最低基準により算出された保育士数（合計数に 1 を加えた後の数）で計算します。

【特例 3 の適用例】

(例 1) 以下の保育所の場合（合同保育はしない場合）

| 0 歳 | 1 歳 | 2 歳 | 3 歳 | 4 歳 | 5 歳 | 児童合計 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 6   | 12  | 15  | 19  | 19  | 19  | 90   |

↓

| 0 歳 | 1 歳 | 2 歳 | 3 歳 | 4 歳 | 5 歳 | 保育士数<br>(最低基準) |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----------------|
| 2   | 3   | 3   | 2   | 1   | 1   | 12             |

- ・この場合、認可の最低基準で定める保育士数【常勤換算】(例 1 の場合は 12 名)は保育士資格を有する者を採用する必要があります。
- ・認可の最低基準で定める保育士数を超えて保育士を採用する場合には、実際に採用する保育士数から認可の最低基準で定める保育士数を差し引いた数の保育士を研修修了者等に代えることができます。  
(例 1 の場合、実際に採用する保育士数が仮に 16 名だとすると、16 名－12 名＝4 名【常勤換算】までを研修修了者等に代えることができます。)
- ・ただし、各時間帯において、実際に預かる子どもの数に応じて必要となる保育士数の 2/3 以上は保育士資格を有する者としなければなりません。

(例 2) 以下の小規模保育事業所 A 型の場合（全歳児を合同で保育している場合）

| 0 歳 | 1 歳 | 2 歳 | 児童合計 |
|-----|-----|-----|------|
| 3   | 8   | 8   | 19   |

↓

| 0 歳 | 1 歳 | 2 歳 | 加算分 | 保育士数<br>(最低基準) |
|-----|-----|-----|-----|----------------|
| 1.0 | 1.6 | 1.3 | 1   | 5              |

- ・この場合、認可の最低基準で定める保育士数【常勤換算】(例 2 の場合は 5 名)は保育士資格を有する者を採用する必要があります。
- ・認可の最低基準で定める保育士数を超えて保育士を採用する場合には、実際に採用する保育士数から認可の最低基準で定める保育士数を差し引いた数の保育士を研修修了者等に代えることができます。  
(例 2 の場合、実際に採用する保育士数が仮に 8 名だとすると、8 名－5 名＝3 名【常勤換算】までを研修修了者等に代えることができます。)
- ・ただし、各時間帯において、実際に預かる子どもの数に応じて必要となる保育士数の 2/3 以上は保育士資格を有する者としなければなりません。

## 2 本市における運用

審議会やパブリック・コメントにおいて、保育の質の低下を懸念する意見などが出されたことを踏まえ、本市では、保育士の配置特例の実施に先立ち事前申請及び承認を要することとするほか、国の通知を参考としつつ、配置特例を実施する際の要件及び留意事項を市独自で定めることといたしました。つきましては、保育士の配置特例を適用する場合には、以下の事項を遵守するようお願いいたします。（本内容は、令和 2 年度中に川口市民間保育所設置認可等基準要綱などで定めることを予定しています。）

### （1）特例の適用を受ける職員の要件

#### ア 研修修了者等の要件

特例 1 又は特例 3 の適用を受けて配置される研修修了者等は、以下のア～ウのいずれかを満たす者としします。

- ① 保育所（公立保育所を含む。）、認定こども園、幼稚園（公立幼稚園を含む。）、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、企業主導型保育事業所、地方単独施策による認可外保育施設において常勤職員として 1 年以上（非常勤職員の場合は通算 1,440 時間以上）保育業務に従事した経験を有する者（※3）
- ② 家庭的保育者
- ③ 子育て支援員研修（地域保育コース（地域型保育））を修了した者（※4）

※3 ①の要件により配置される者は、保育の質を確保するため、特例適用者として従事し始めた日から概ね 1 年以内に子育て支援員研修（地域保育コース（地域型保育））を修了して下さい。（研修を受講する旨の誓約書を提出していただきます。）

※4 本市が実施している小規模保育事業等基礎研修の修了者は、以下の（ア）～（ウ）のいずれかの要件を満たす場合、ア③の要件を満たす特例適用者として従事できることとしします。

（ア）子育て支援員研修（基本研修）を修了した者

（イ）社会福祉士

（ウ）国家資格（幼稚園教諭、看護師等）を有し、かつ、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどで 1 年以上の業務経験を有する者

#### イ 幼稚園教諭等を配置する際の要件

特例 2 の適用を受けて配置される幼稚園教諭等は、保育の質を確保するため、特例適用者として従事し始めた日から概ね 1 年以内に子育て支援員研修（地域保育コース（地域型保育））を修了して下さい。（研修を受講する旨の誓約書を提出していただきます。）

なお、幼稚園教諭等のうち、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどで 1 年以上の業務経験を有する者は、本市の小規模保育事業等

基礎研修を修了することで足りることとします。

## (2) 特例の適用を開始、変更、終了する際の手続き

### ア 特例適用の開始又は変更

特例の適用を新たに開始する際には、適用を開始する日が属する月の前々月の末日までに「職員配置に係る特例適用申請書【新規】」に必要書類を添えて子ども総務課あてに提出して下さい。

特例の適用をすでに実施している施設が、特例の適用を受ける者を変更(又は追加)する、適用する特例の内容を変更する場合は、変更する日が属する月の前々月の末日までに「職員配置に係る特例適用申請書【変更】」に必要書類を添えて子ども総務課あてに提出して下さい。

特例の開始又は変更について市で審査を行い、結果を書面にて通知します。

なお、申請にあたっては、(3)に記載する事項に留意して下さい。

(例) 令和3年4月1日から特例の適用を開始する場合

→令和3年2月末までに必要書類を子ども総務課あてご提出ください。

#### 【必要書類】

- ・ 特例適用者の履歴書、職員調書、資格証(研修の修了証)
- ・ 職員名簿(特例適用開始後)
- ・ 誓約書(該当者のみ)

### イ 特例適用の終了

特例の適用を終了する場合は、適用を終了する日までに「職員配置に係る特例適用終了届出書」を子ども総務課あてに提出して下さい。

## (3) 特例を適用する場合の留意事項

- (2)アの特例適用の開始又は変更に係る手続きを行わない場合、保育士の配置特例の実施は認められません。  
従って、運営費算定上の保育士数としても計算しませんので、運営費の減額につながる可能性があるばかりでなく、認可の最低基準を満たさない場合には指導の対象となりますので十分に注意して下さい。
- 処遇改善等加算の賃金改善要件(キャリアパス要件を含む)のいずれも満たした上で、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱについて」(令和2年7月30日内閣府等通知)の第3に従い、職員の賃金の改善を行って下さい。この要件が満たされない場合、特例の適用は認められません。
- 過去3年間の指導監査において市長から勧告や改善命令等を受けた施設及び設置認可を受けてから1年を経過しない施設においては、特例の適用は認められません。(ただし、分社化や事業譲渡等により、従前の設備及び職員の全てを引き継いだ施設についてはこの限りではありません。)
- 類型、認可定員等の変更を行うことを目的とした特例の適用は認められません。

- 朝夕などの短時間のみに配置される職員を除き、特例適用者に対して保育士資格の取得を促すとともに、保育士資格の取得についてご配慮ください。
- 保育所における保育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培うものであり、専門的知識と技術を有する保育士が行うことが原則であるということに鑑み、保育士が専門的業務に専念することができるよう、保育に直接的影響を及ぼさない事務的作業等は保育士以外の者が行うなど、業務負担の見直しを行って下さい。
- 特例適用者を指導監督する責任者を選任するほか、保育士（常勤、非常勤）と特例適用者との連携が適切に確保されるよう、職員同士の引き継ぎの徹底や職員ミーティングの開催などを行って下さい。
- 可能な限り、保育士1名に対して1名を超えた特例適用者を配置するよう努めてください。
- 保育士の処遇改善に配慮して下さい。